

手続き名	市・府民税の相続人代表者の指定届
------	------------------

Q：納税者が亡くなりましたが市・府民税はどうしたらいいですか

A：市・府民税は毎年1月1日現在、枚方市に居住していた人にかかる税金ですので、年の途中（1月2日以降）に亡くなった場合は相続人に納めていただくことになります。

Q：納税者が今年の8月に亡くなりましたが、市・府民税の手続きは必要ですか

A：市・府民税の決定は年度単位ですので、年度途中で亡くなられた場合でも、その年度分までは納付していただくことになります。亡くなられた方の市・府民税が残っている場合には、相続人代表者指定届を提出していただく必要があります。

Q：相続人代表者が決まっていない場合はどうすればいいのですか

A：できる限り早く相続人代表者を決定し、相続人代表者指定届を提出していただく必要があります。

Q：届け出に必要なものは何ですか

A：相続人代表者の氏名、住所のわかる免許証・健康保険証等の本人確認書類及び印鑑（認め印）が必要になります。届出者が相続人代表者でないときは、委任状（任意様式）があれば受付致します。

Q：相続人は必ず相続人全員分記載しなければいけないのですか

A：相続人代表者お一人でも受付致します。

Q：相続放棄した場合はどのようにすればいいのですか

A：相続放棄の申述を裁判所が受理した際に交付される通知書の写しを提出していただく必要があります。

Q：相続人代表者指定届を提出した後、市・府民税はどのようにお支払いをするのですか

A：納税通知書及び納付書を相続人代表者の方へ送付致します。納付場所は、市役所窓口や金融機関・コンビニエンスストア等となります。

Q：相続人代表者以外の親族でも届出が可能ですか

A：相続人代表者以外の方の届出はできません。ただし、相続人代表者の委任状（任意様式）があれば、受付致します。

Q：相続人代表者指定届を提出しなければどのようになりますか

A：相当の期間内に相続人代表者指定届が提出されない場合、市が相続人代表者を指定します。

Q：書類が届くのはいつ頃ですか また、支払う金額はいくらですか

A：（死亡日が1月2日～6月上旬までの場合）

現年度分（死亡日の属する年度分）については、年金（給与）からの引き去りが済んでない分または、還付金が発生する場合のみ、半月～1ヵ月ほどで送付致します。

新年度分については、税額が発生する場合または、還付金が発生する場合のみ、6月1日（休日の場合は翌平日）に送付致します。

（死亡日が6月上旬～1月1日までの場合）

今年度分については、年金（給与）からの引き去りが済んでいない分または、還付金が発生する場合のみ、半月～1ヵ月ほどで送付致します。

詳細な金額については、市民税課までお問合せください。

次年度分以降については、税額が発生しないため何も送付致しません。

問合せ先	枚方市役所 本館2階
	市民税課
	電話：072-841-1353（直通）
	ファクス：072-841-3039（代表）